

第5回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

平成19年3月15日（木）

13時30分～

分庁舎第5会議室

挨拶

委員長

第5回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会を開催する。本日は、今年度最後の委員会でもあるので、充実した内容でお願いしたい。

参考資料について

事務局

- ・策定委員会次第
- ・平成19年3月議会定例会町長施政方針
- ・条例振分表・条例項目比較表・条文比較表

条例素案の骨子について

促進役

- ・前回の検討経過について説明。
- ・今回の主眼点... 条例の中にどのような項目を載せていくか、項目についてある程度決定をしていきたい。また議論を始める前に、皆さんから出していたご意見について、紹介をいただきながら進めていきたい。

骨子1（まちづくりの基本的な方向性や考え方）

促進役

ここは、箱根らしさを盛り込めるところだが、どうであろうか。

委員

お母さん方の中には、箱根は自然が豊かで子育てにいいという単純な意識があり、だからこの町のこの点を改善していこうというような個人の意見をもって生活している人がいない気がする。

委員

まず、項目の中で前文と基本理念の違いがわかりにくい。観光地として、住民と観光客の交流が叶う

- ことが大事だと思う。
- 委員 私も前文と基本理念の違いがわかりにくいと思った。箱根内の地域別ではなく、箱根として大きなゾーンで考えていった方がいいと思った。温泉料が高いが、温泉地としては各家庭に温泉をひけるような安い料金設定にすべきだと思った。他にも雑木が多くて、芦ノ湖を見ることができる場所が少ない。町の環境といえば、看板類の規制が必要だとおもう。今は、町内にある看板を管理できていないとおもう。歴史にかかわる場所の説明の看板などを充実させたらいいと思う。
- 委員 観光と住民で矛盾している部分を両方満たすような基本理念が必要だと思った。
- 委員 観光客が、サービス提供に対し不満を持っているという声もある。
- 促進役 委員は自然景観や温泉資源と心のこもったもてなしを次代に引き継ぐことが大切だという。それから観光関連業種のみだけでなく、町民がこぞって訪れる観光客をもてなす心が重要であるとしている。
- 委員 「もてなし」とは、よく使われるが、とても曖昧な言葉だと思う。
- 委員長 「親切な対応」と言っても、行う側と受ける側の考えるものが同じとは限らないし。
- 委員 「おもてなし」は気遣いをしてあげるという意味でいいと思う。
- 委員 思いやり、優しさ、親切さの3つを「おもてなし」と学者的にはいう。
- 促進役 「もてなし」はそのまま使った方がいいだろうか。もっとはっきりさせた方がいいか。
- 複数委員 はっきりさせると限定されてしまうし、曖昧にするとうやむやになってしまうかも…。（要検討）

【検討結果】

前文が基本理念に「箱根らしさ」を入れていく。

- 1 前文
- 2 目的
- 3 基本理念

骨子2（情報共有・情報公開）

委員	アンケートに対する回答の公表や、渋滞情報の提供が必要だと思う。
委員	情報といえば、箱根にある保養所の売却の情報提供が遅く、噂の方が広まり、地元でもめたことがある。
委員	情報自体や、提供する場所が多すぎる。多ければいいわけではないので、提供の方法を考えるべき。他に個人の活動についても、町から情報を提供するなどの提供の支援をしたらいいと思う。
委員	免許を持っていない人が、住基コードなどを申請して身分証の発行を受けられると聞いたことがあるが、そういった情報の提供もすべきだと思う。
促進役	ここまでに、情報には住民向けのものと、観光客向けのものと2種類あるということになる。
委員	箱根のホームページは以前賞をとったほどだが、その後変化が少なくマンネリ気味だと思う。
委員	弱者の声も伝えるべきだと思う
委員	いろんな場所で意見を収集しているというが、実際、反対者の意見は上まで通っているのかと思うことがある。
委員	地震や山間部の積雪の時など、情報の公開と素早い伝達が大事。

委員 災害といえば、役所からの防災無線が聞き取りにくいと思う。

【検討結果】

- 4 情報共有の原則
- 5 情報の公開・提供
- 6 個人情報の保護

骨子3（住民参加）

委員 参加することを推進するために、地域活動に助成をする。受け身な住民の「参加意識」を啓発する。

促進役 委員の意見は、参加することについてある程度の強制力があってもよいという意見である。

委員 個人的な意見を伝えることのできる機会をもちたい。

委員 提言に対する回答をいただきたい。議案へ前向きに協力してくれる方の参加を望む。

委員 どの委員会も同じようなメンバーになってしまう。“下田”ではシンポジウムをよく開催し、その場で住民から意見を募っている。箱根は何をやるにしても参加者が集まらないところに問題がある。住民達ともっとフランクに話せる会（正式なものではない）が必要。住民投票については他市事例などで成果が不明。

委員 個人でいい意見をもっている人の意見を取りあげるシステム（回答もする）が必要。

【検討結果】

- 7 参加・協働の原則
- 8 審議会付属機関等への参加
- 9 行政改革
- 10 住民要望
- 11 住民投票
- 12 意見聴取制度

#### 骨子4（住民自治）

委員	来年度、小学校・中学校が統合されることにより、地域との関係が疎遠にならないようにしたい。
委員	自治会の機能が希薄である。活動自体（葬式・回覧板配布・会費徴収など）が本当に必要なのか。活気ある、実際に機能するような自治会をつくる必要がある。 地区の横のつながりがなく、緊急時の対応が難しい。  【検討結果】 13 用語 住民 自治会・町内会・地区組織 用語の定義の項目は要検討 14 権利と責務（町民の、町長の、職員の）

#### 骨子5（協働・コミュニティ）

委員	新住民のコミュニティ参加への手助けが必要。
委員	すばらしい技術をもった人が地域社会で活躍することを期待する。
委員	湯本で働いているが、近隣の住民と一緒に活動をする機会が少ない（例：清掃など）。町からの声かけでやるのがいいのでは。
委員	イメージダウンにつながるので、町の玄関口の整備をすべき。廃屋・廃墟の解体等は町の補助でできないか。いろいろな条件の方・観光客をも含めた防災訓練をしていきたい。
委員	「宮城野」はセレモニーホールとしての利用がない。施設内（さくら館、下水処理場等）の広い会議室が住民にまったく還元されていない。
委員	新住民へのサポートが必要。  【検討結果】 15 地域コミュニティ

骨子6（行政組織・職員）

委員	なぜ観光が必要なのかということの説明すべき。
委員	民間と官庁とで認識の違いがある。自助努力をしてほしい。
委員	職員の対応が悪い。
委員	案内がよくない。
	<p>【検討結果】</p> <p>町長の責務 } 14 からめて</p> <p>職員の責務 }</p>
事務局	総合計画等の実現を念頭においた組織づくりをしている。
委員	町民からの意見や提案をどのセクションで対応するか悩むことはないのか。前回の組織変更はいつか。
事務局	5年ぶりである。総合計画を見直す時に変わる（計画期間10年の中間）。その間に必要に応じて、細かい調整もある。
委員	職員もどこの課に聞いていいのかわからないこともあるのか。
事務局	一応返答できるルートはあるが、うまく機能しきれていないかもしれない。
委員	町はプロジェクトや協議会などでないと、横断的なことしかできない。
委員	すすき焼の時ににおける観光客の駐車場がない。開園前の施設でも行事の際には車がとめられるようオープンにしてほしい。トイレも何ヶ所がある中で2ヶ所しか使えなかった。行事の際には関係者と横の連携をとって、受け入れ態勢をとるべき。
	<p>【検討結果】</p> <p>16 組織の編成</p>

骨子7（政策形成）

促進役	箱根町の行政評価の取り組みはどのような具合であろうか。
事務局	実質的（自主的）な評価はしているが、フォーマット等はない。
委員	チェックの部分をどういうふうにするかが大切。  【検討結果】 17 総合計画 18 行政評価
複数委員	わかりやすい財政が必要。  【検討結果】 19 財政運営

骨子8（議会）

委員	自治会長が議員になったので細かいインフォメーションをしてくれる。他地区にも同様のすばらしい人もいる。一方で、意見の言えない人もいるので、役割責務を明確にするべき。
委員	私たちの地区では自分の発言を地区に知らせる（報告する）ことがない。もっと議員活動を地区の人間に見えるようにしてほしい。  【検討結果】 20 町議会の権限責務

骨子9（連携・協力）

委員	住民より別荘の方が多い地区で交流がないため災害時の対応ができない状態である。町として別荘の方たちとの関わりはどのようなふうになっているのか。
促進役	住民の定義にもかかわってくる。委員の意見は、近隣の県市町との広域的な連携が重要であるとして

委員	<p>いる。</p> <p>観光客のルートが少ない。JRやバス会社と共同で協力して観光客に不便をかけない体制。</p> <p>【検討結果】</p> <p>21 広域連携 国際交流・・・検討</p>
----	--

骨子 10（位置づけ・見直し）

委員	<p>インパクトのあるものをつくるのが目的ではないか。せっかくつくるので、個性を入れたものにしたい。</p> <p>【検討結果】</p> <p>22 最高規範性 23 条例の見直し等・・・検討</p>
----	--

その他

委員長	<p>『町民参加推進会議』の意味は何か。（資料：「町村週報」より）</p>
促進役	<p>『町民参加推進会議』を、条例を推進していくための機関として条例の中に位置づけた。機関が条例の進捗状況を検証することによって、見直しの規定をおかなくても、うまく運用できるようにした。</p>
委員長	<p>他にもやっているところがあるのか。自治運営が適切に行われているかが住民に、よりわかりやすくなるのならば取り入れるべき。</p>
事務局	<p>今後の取組計画の案を説明</p>